

5

企業支援制度

各種奨励金や補助金を用意。ビジネスマッチングも支援

高槻市企業立地促進制度

アピールポイント

- 最大 20 億円を超える奨励金
- 事業所の増設、建替えも対象
- 賃借等での新設・増設も対象
- 雇用奨励金・研究者集積奨励金ともに 1 人の雇用から対象 (上限なし)

適用要件と奨励内容

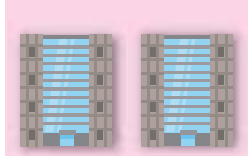
【地域】①工業地域 ②準工業地域 ③その他市長が適当であると認める区域 (※初期投資奨励金は市街化区域のみ)

【業種】①製造業 ②情報通信業 ③学術・研究開発機関 ④その他、市長が特に本市の産業に資すると認める事業

【要件】

1 新設

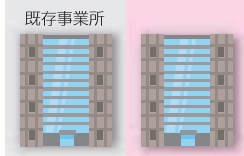
市内で新たに事業所を設置



すべてが対象

2 増設

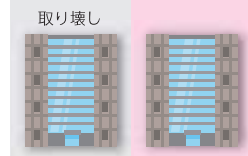
市内企業が事業所を増設



増設した部分が対象

3 建替え

市内企業が事業所を建て替え



建替えした部分が対象

| 事業所税奨励金  |
|--|
| 新設等する対象事業所の床面積が500㎡を超え、かつ事業所税の納付義務者となる場合<br>(市内事業所合計の床面積1,000㎡超、従業員100名超の場合) |
| 対象事業所の事業所税額に相当する奨励金(5年間)<br>※各年度の交付額上限は1億円                                   |

| 固定資産税・都市計画税奨励金   |
|--|
| 新設等される事業所の床面積が500㎡を超え、かつ、事業者がその事業所の固定資産税の納付義務者となる場合                                |
| 特定固定資産税に係る固定資産税及び都市計画税の額の2分の1に相当する奨励金(5年間)<br>※各年度の交付額上限は5千万円<br>※償却資産は1品50万円以上が対象 |

| 初期投資奨励金  |
|--|
| 敷地面積が500㎡を超える土地を購入し、対象事業所が操業を開始した場合<br>※対象地域:工業地域、準工業地域、その他市長が認める市街化区域 |
| 購入した敷地面積1㎡あたり1万円<br>※年度上限1億円、総額上限10億円<br>※過去に自己所有であった用地は対象外            |

| 雇用奨励金  |
|--|
| 新規雇用市民従業者を雇用し、又は転入従業者を対象事業所に操業開始日の前後90日以内に勤務させ、1年以上継続して当該対象事業所に勤務させた場合 |
| 1人につき年10万円<br>(5年間:最大50万円)人数上限なし                                       |

| 研究設備等投資奨励金   |
|--|
| 新設等される対象研究所の床面積が500㎡を超え操業開始した場合  |
| 新たに導入した研究設備等に係る固定資産税の2分の1に相当する奨励金(5年間)<br>※各年度の交付額上限は5千万円<br>※償却資産は1品50万円以上が対象 |

| 研究者集積奨励金   |
|--|
| 新規雇用市民研究者を雇用し、又は転入研究者を対象研究所に操業開始日の前後90日以内に勤務させ、1年以上継続して当該対象研究所に勤務させた場合 |
| 1人につき年20万円<br>(5年間:最大100万円)人数上限なし                                      |

※対象事業所の操業開始前後90日以内に申請を行う必要があります。

※申請にあたっては、事前に産業振興課までご相談ください。